

# 補助金申請の流れ

笠間市商工会 HP より  
申請書類がダウンロード  
できます。

- 1 写真撮影 (施工前)**  
建物全体写真 1 枚及び工事箇所を撮影してください。
- 2 補助金交付申請**  
郵送での受付は不可  
前期受付：令和5年5月8日 (月) から  
後期受付：令和5年9月1日 (金) から  
※予算がなくなり次第終了となります。  
■ 提出書類  
・補助金交付申請書  
・市税の納税証明書 (未納の無い証明書)  
・工事施工前の写真  
・建物登記事項証明書または評価額証明書  
・工事見積明細書 (面積や数量が記載されたもの)  
・工事受注確認書 (施工業者発行)  
・同意書  
< 増築または改修工事の場合 >  
・建築基準法に基づく確認済証
- 3 書類審査**
- 4 補助金交付決定**
- 5 工事着工  
写真撮影 (工事中)**
- 6 工事完了及び工事代金支払**  
前期受付分：令和5年 9月30日まで  
後期受付分：令和5年12月31日まで
- 7 写真撮影 (施工後)**
- 8 実績報告書提出**  
前期受付分：令和5年10月10日まで  
後期受付分：令和6年 1月10日まで  
■ 提出書類  
・実績報告書  
・工事中及び工事完了後の写真  
・工事代金請求明細書 (面積や数量が記載されたもの)  
・領収書のコピー
- 9 書類審査 (補助金交付確定)**
- 10 補助金請求**  
■ 提出書類  
・交付請求書  
・預金通帳 (表紙裏面) の写し
- 11 補助金支払 (口座振込)**

# R5.5.8 (月) 前期分 受付開始

※後期分は令和5年9月1日 (金) より受付を開始します。

# 補助金で リフォーム しませんか

予算額  
前期 1,300万円  
後期 500万円  
(予算がなくなり次第終了)



※令和5年度の補助金申請は  
前期と後期に分けて実施します。

住宅リフォーム

店舗・工場・事務所の  
改築・改装



令和5年度  
限定!!



15万円 最大

20万円 最大

笠間市内に依頼する業者がない方、ご相談ください。

まかせて安心!! 笠間市商工会 プロジェクト「かさまリフォーム工房」

豊富な実績、顧客満足度 120%の「高い技術力」と「素早く手厚い対応」充実のアフターフォロー。  
かさまリフォーム工房は、笠間市商工会の建設業部会員有志 60 社で組織するプロ集団です。

相談無料  
見積無料



お問い合わせ/ご相談

笠間市商工会内 (※補助金提出のお問い合わせは表面の番号へおかけください。)

かさまリフォーム工房 0296-72-0844

笠間市商工会内  
茨城県笠間市笠間 1464-3  
【受付時間】平日 8:30~17:15

お問い合わせ

笠間市商工会友部事務所 0296-77-0532

住所：笠間市東平2-3-3



笠間市商工会は笠間市の協力を得て、快適な住環境の整備、店舗の整備を支援する「住宅・店舗リフォーム促進補助事業」の受付を開始します。

# < 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業 >

※令和5年度限定で事業費の一部に臨時交付金を活用し、住宅物件向け補助金の上限額と補助率の引き上げを行っています

笠間市民の皆様が市内施工業者を利用し、住宅や店舗のリフォーム関連工事を行うと  
**住宅は最大15万円**(補助率15%)、**店舗は最大20万円**(補助率20%)の補助金を助成いたします!



## 募集内容

**受付期間**  
《前期受付》令和5年5月8日(月)から予算額1,300万円終了まで  
《後期受付》令和5年9月1日(金)から予算額500万円終了まで  
受付時間：平日8:30～17:00  
※先着順となり予算がなくなり次第終了となります。

**受付場所**  
笠間市商工会友部事務所 (笠間市東平 2-3-3)

**申込方法**  
工事着工前に住宅・店舗リフォーム促進補助事業交付申請書及び添付書類を添えて、笠間市商工会友部事務所へ提出してください。(郵送での受付は不可)  
※工事着工後の申請はできません。

**補助対象建物**  
住宅：申請者が市内に自ら居住している建物(賃貸住宅は対象外)  
店舗：小規模事業者が市内で事業を営む、店舗、工場、事務所が対象。  
(一部対象とならない場合もあります)

**その他**  
詳細は「申請の手引き」をご覧ください。  
なお、申請の手引きは商工会各事務所の窓口にご用意しております。  
また、各々様式は商工会ホームページよりダウンロードもできます。

## 補助対象工事

### 建物に係る増築、修繕、改修等

※市内の小規模建設施工業者による建物の増築、修繕、改修に係る工事費用が20万円(税別)以上の工事が対象です。

### 補助対象工事(例)

- 既存住宅の増築、改築工事
- 屋根の葺き替え、塗装、防水工事
- 雨どいの改修、塗装工事
- 外壁の張り替え、塗装、コーキング工事
- 軒天の張り替え、塗装工事
- 浴室、キッチン、洗面所、トイレの改修工事
- 部屋の間仕切り変更工事
- 床、内壁、天井の張り替え工事
- 畳の表替え、新設工事

※交換のみや既製品の購入取付は補助対象外となります。事前にお問合せください。

### 《注意》

住宅または店舗と別棟の倉庫や車庫、造園工事、門扉や塀等の外構工事、電気設備や通信設等の購入に伴う設置・取替えのみの工事、補助金交付決定前に着工した工事は対象外となります。

※今年度は特別枠の補助金はありません。

(その他補助対象工事にならない場合もありますので、事前にお問い合わせください)

## 補助金額 (年度内1回まで)

- 住宅物件
  - ・工事費用(税別)の15% 補助金の上限は15万円(千円未満は切り捨て)
- 店舗物件
  - ・工事費用(税別)の20% 補助金の上限は20万円(千円未満は切り捨て)
  - ・店舗併用住宅の場合には、工事を行う総面積の住宅にあたる部分の面積により判断します。

詳しくは、補助事業の手引きまたは商工会ホームページをご覧ください。

< 商工会未加入の事業所の皆様へ >

本事業は市内小規模建設施工業者の工事受注機会の増大を図る目的から、多くの施工業者が工事受注の機会を得られるよう工事受注制限を設けております。(会員10件/非会員3件まで)未加入事業所の方は、この機会に商工会へご加入することをお勧めします。商工会への加入手続きは笠間市商工会各事務所で行っております。

友部事務所のみ  
の受付になります。  
ご注意ください。

笠間市商工会友部事務所

笠間市東平2-3-3 <https://www.kasama-shoko.jp/>

お問い合わせ

0296-77-0532

